



[トップページ](#)

[大使館案内](#)

[二国間関係](#)

[領事情報](#)

[政治経済情報](#)

[開発協力](#)

[広報文化](#)

[重要外交課題](#)

[在サンタクルス領事事務所案内](#)

[リンク一覧](#)

[トップページ](#) > [ボリビア内政・外交\(2021年1月\)](#)

ボリビア内政・外交(2021年1月)

2021/2/9

1 概況

- (1) 16日, 新たにジェイソン・マルコス・アウサ・ピント医師が新保健・スポーツ大臣に任命された。
- (2) 20日, 外務省は, バイデン米国大統領の就任に際し, 祝福する声明を発出した。
- (3) 22日, ボリビア多民族国建国12周年記念日式典が大統領府にて執り行われた。
- (4) 28日, スプートニクVの最初のロット2万ドーズがボリビアに到着した。
- (5) 28日に下院の教育・保健委員会が可決した「衛生緊急事態法」法案をめぐる, 医療セクターと政府間で論争が展開されている。

2 内政

(1) 政府の動向

ア 15日, ポソ保健・スポーツ大臣のCOVID-19感染が確認されたことを受け, 16日, アルセ大統領はポソ大臣の退任と新たにジェイソン・マルコス・アウサ・ピント医師を新保健・スポーツ大臣に任命した。

イ 22日, ボリビア多民族国建国12周年記念日式典が大統領府にて執り行われた。同式典では感染予防のため, 例年実施されるパレードは行わず, 参列者も必要最低限に抑えて開催されるとともに, 国営テレビで生中継された。

(2) 衛生緊急事態法を巡る論争

ア 28日, 下院の教育・保健委員会は「衛生緊急事態法」法案を可決した。当該法案において, 以下の点が議論となった。

(ア) 第17条の国内の公共・私立薬局における医薬品及び医療品の販売上限価額並びに私立医療機関における入院・治療費用の基本価額を政府が定めるとする文言

(イ) 第19条の医療従事者によるストライキや抗議活動を禁じる文言

(ウ) 第28条の人材不足の場合の医療従事者雇用プロセス及び条件の簡略化を認める文言

イ 29日, 下院本会議は同法案を可決した。ママニ下院議長は, 同法の第19条に言及し, 衛生緊急事態においては, 医療従事者が抗議活動を行うことで医療サービスが停止してはならないと発言した。

ウ 31日, アウサ保健・スポーツ大臣は, 医療関係団体との会合を行った。

(2) 新型コロナウイルス関連

ア 4日, マイタ外務大臣のCOVID-19感染が発表され, 28日, 職場復帰が報じられた。

イ 6日, ボリビア政府は最高政令第4443号により, 欧州からの渡航者又は過去14日の間に英国に滞在したボリビア在留資格を持つ外国籍者に対する入国管理措置及び過去14日の間に英国に滞在したボリビア在留資格を持たない外国籍者に対する入国制限にかかる政府決定を2月15日23:59まで延長することを決定した。

ウ 18日, PATテレビHPは, ノビージョ国防大臣, マイタ外務大臣, モンタニョ公共事業・サービス・住宅大臣, ナビア労働・雇用・社会保障大臣, ポソ保健・スポーツ大臣(当館注: 15日感染判明後, 16日辞任), ビジャビセンシオ鉱山・冶金大臣の6大臣が新型コロナウイルスに感染中で, ほかりマ法務・透明性大臣, デル・カスティージョ内務大臣は感染したものの回復済み, チョケワンカ副大統領も選挙運動中に感染し回復した旨報じた。(当館注: ノビージョ国防相, マイタ外相, モンターニョ公共事業相及びポソ前保健相の4名以外の感染については発表されていない。)

3 外交

(1) 新型コロナウイルスワクチン関連

アウサ保健大臣は, ボリビアは, 必要条件を満たしたことから, COVAXファシリティを通じたワクチンを無料で取得することができることとなったが, 同ワクチンのボリビア到着は5月の見込みである旨述べるとともに, 同ワクチンによりボリビア人口の20% (約220万人) 分を

充足することができると発表した。

(2) 対ロシア

ア 19日、アルセ大統領及びプーチン・ロシア大統領は電話会談を行い、二国間関係、特にCOVID-19に対する闘い及びスプートニクVワクチン並びに協力関係の再興について協議した。

イ 28日、スプートニクVの最初のロット2万ドーズがボリビアに到着した。これはボリビアが契約した520万ドーズの最初の一部であり、ロシア製ワクチンを受領した、中南米地域における2番目の国となる。

(3) 対米

ア 20日、外務省は、バイデン米国大統領の就任に際し、祝福する声明を発出した。

イ 20日、アルセ大統領は「バイデン大統領に祝意を表明し、同政権が米国民のための平等、自由及び民主主義の新たな歴史をつくりあげてことを祈願する。相互が尊重し補完し合う二国間関係のために、信頼の絆を築くべきである。」とツイートした。

ウ 27日、アルセ政権は、最高政令第4460号をもって、アニエス政権が発令した、米国とイスラエル国籍者の短期査証を免除する旨の最高政令第4107号（2019年12月11日付け）を無効とし、最高政令第2339号（2015年4月22日付け）に従い、米国及びイスラエル国籍者のボリビア渡航に短期査証取得を要求することを決定した。

(4) 対中国

ア 26日、ボリビアは中国政府から人工呼吸器14台及び抗原検査キット53,000ユニットの無償供与を受けた。

イ 28日、アルセ大統領は、習近平中国国家主席と電話会談を行い、新型コロナウイルスのパンデミックに立ち向かい、異なる分野における戦略的プロジェクトを推し進めるために両国間の協力関係を促進することで合意した。

(5) 対メキシコ

21日、離任する在ボリビア・メキシコ大使館臨時代理大使に対する叙勲式が挙行されるとともに、27日、昨年ペルソナ・ノングラータを宣告され離任したメルカド・メキシコ大使が再赴任した。

(了)

 [このページのトップへ戻る](#)

[法的事項](#) / [アクセシビリティについて](#) / [プライバシーポリシー](#) / [このサイトについて](#)

Copyright(C):2014 在ボリビア日本国大使館